特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
平戸市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
長崎県平戸市長

公表日
平成27年3月25日

［平成29年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	住民基本台帳法等の規定に則り、 住民の転入・転出・転居・出生・死亡等の異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①住民の照会 ②転入等の異動届の入力 ③住民票などの証明書発行
③システムの名称	住基システム 中間サーバー・ソフトウェア 住基ネットCS

2. 特定個人情報ファイル名
住民基本台帳ファイル 住基ネット本人確認情報ファイル 住基ネット転出証明情報ファイル 住基ネット広域住民票ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第7条、第16条、第17条、並びに住民基本台帳法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条の1、第14条、第24条の2、第30条の6、第30条の10、第30条の12

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	〔別表第二おける情報照会の根拠〕 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない 〔別表第二おける情報提供の根拠〕 番号法第19条7号、別表第二1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34　、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項 並びに平成26年内閣府・総務省令第7号第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第45条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部　市民課
②所属長	市民課長　田中　幸治

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒859-5192　長崎県平戸市岩の上町1508番地3　平戸市役所市民福祉部市民課　TEL0950-22-4111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒859-5192　長崎県平戸市岩の上町1508番地3　　平戸市役所総務部総務課　TEL0950-22-4111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ　関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長　吉村　藤夫	市民課長　田中　幸治	事後	